

シニアマンション ユートピア熊本運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ふきの企興が設置するシニアマンションユートピア熊本（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護および要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護においては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「熊本市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年6月19日条例第68号）、「熊本市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日条例第70号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 シニアマンション ユートピア熊本
2. 所在地 熊本県熊本市東区秋津1丁目1-8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名 (事業所内生活相談員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。

2. 生活相談員 2名 (内事業所内計画作成担当者兼務1名)

生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談援助等の生活指導を行う。

3. 介護職員 11名

介護職員は、心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な介護を行う。

4. 看護職員 6名

看護職員は、利用者の健康の状態に注意するとともに、健康維持のために適切な措置をとる。

5. 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

6. 計画作成担当者 2名 (内事業所内誠意且つ相談員兼務1名)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

なお、看護職員及び介護職員は、要介護者〔要支援者〕の指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護・要支援者のサービス利用に支障がないときは、要介護・要支援者以外の入居者にサービスの提供を行う。

(入居定員及び居室等の数)

第5条 事業所の入居定員及び居室等の数は、次のとおりとする。

1・入居定員 40名 (自立・要支援・要介護)

2・居室等の数

①居室 25室

②介護居室 9室

③食堂 1室

④男子浴室 1室 女子浴室 1室 機械浴室 1室

⑤リハビリ室 1室 (娯楽室兼用)

⑥便所各居室 34室 (各居室1か所)

(指定(予防)特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 事業所が行う指定特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2. 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行う。

3. 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

4. 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

5. 機能訓練 要介護者等の生活の自立支援を図る観点から、その身体的、精神的条件に応じた機能

訓練等を実施する。また利用者の要望を考慮し、運動娯楽等のレクリエーションを実施する。また、地域における自治会の行事など積極的に参加機会を設けるよう努めるものとする。

6. 健康管理 利用者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援するとともに、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。
7. 相談、援助 入居時には、心身の健康状況等について調査を行い、入居後は利用者の各種の相談に応ずるとともに適切な助言等を行うものとする。
8. 口腔衛生の管理 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より、事業所の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上受けるものとする。

(利用料)

第7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する指定(予防)特定施設入居者生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定(予防)特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除した額とする。(本人負担割合に応じ1・2・3割)

2. その他、指定(予防)特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものにつき実費を徴収する。
3. 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
4. 当該法定代理受領サービス及び当該法定代理受領分外サービスの費用について、利用開始に際し指定(予防)特定施設入居者生活介護利用契約書及び重要事項説明書にて事前説明を行い同意を得るものとする。
5. 当該法定代理受領サービス及び当該法定代理受領分外サービスの費用変更の際、書面にて事前説明を行い同意を得るものとする。
6. 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続)

第8条 介護居室は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するための部屋であり、事業所は、次のような場合には利用者を介護居室に移動させるものとする。

1. 主治医又は協力医療機関等が、医学的な見地から介護居室への移動が必要と判断した場合。
2. その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への移動が必要と判断した場合。
3. 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として、介護居室への移動に関する記載がある場合。

事業所は、利用者を介護居室に移動させる場合は、利用者に対し事前に移動の理由及び介護の内容等を記した文書を交付して十分説明を行うとともに、文書により利用者の意思を確認するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2. 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

(衛生管理)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

1. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対処方法)

第11条 事業所の従業員は、現に指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、本規定(事故発生時の対応)第23条に定める内容に応じて対応を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者は、事業所の管理者をもってあて、火元責任者には事業所の職員をもってあてる。

防火管理責任者 薮野 真弓

火元責任者 安福 弘

2. 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

4. 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。

5. 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年 1 回以上

② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・年 1 回以上

③ 風水害・地震災害教育及び訓練・・・・・・・・・・・・年 1 回以上

④ 非常災害用の設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・随時

6. その他必要な災害防止対策についても適宜必要な措置を講じる。

（協力医療機関）

第 13 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を次のとおり定める。

① 医療機関名 くわみず病院

② 所在地 熊本県熊本市東区神水 1 丁目 1 4 - 4 1

③ 電話番号 (096) 381-2248

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

① 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

② 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

協力医療機関は次の①（イ）（ロ）若しくは②何れかの要件にて事業所の利用者の情報共有を行うものとする。尚、情報共有を行うにあたり、事業所は当該利用者等の同意を得るものとする。

①（イ）協力医療機関は事業所の利用者の入院受入れを行うに当たり、ICT を活用した地域医療情報連携ネットワークに参加し、当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有するものとする。

（ロ）事業所と協力医療機関において当該利用者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、年三回以上の頻度で病歴の情報を共有するカンファレンスを実施するものとする。

②事業所と協力医療機関において当該利用者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、月に 1 回以上の頻度で病歴の情報を共有するカンファレンスを実施するものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定

する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。)の発生時等の対応を決めるよう努めるものとする。また、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けるものとする。

- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(内容の説明及び手続の説明及び契約の締結等)

第14条 事業所は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結する。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第15条 事業所は、正当な理由なく入居者に対する指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供を拒まない。

1. 事業所は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業所以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げない。
2. 事業所は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。
3. 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努める。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針)

第16条 指定(予防)特定施設入居者生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

1. 指定(予防)特定施設入居者生活介護は、指定施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
2. 指定特定施設の特設施設従業者は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
3. 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
4. 事業所は、自らその提供する指定(予防)特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(特定施設サービス計画の作成)

第17条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

1. 計画作成担当者は、特定施設サービス計画に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。
2. 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき問題に基づき、他の特定施設従業者と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成する。
3. 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得る。
4. 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。
5. 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(サービス提供の記録)

第18条 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入所している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(看護職員又は介護職員を、他の従業者と明確に区分するための措置)

第19条 事業所は、看護職員又は介護職員について、指定特定施設において指定(予防)特定施設入居者生活介護を提供する間は、当該特定施設の他の業務に従事せず、要介護者等のサービス利用に支障がないとき以外に、要介護者等以外の当該特定施設の入所者に対するサービス提供は行わないことを勤務の条件とする。

1. 事業所は、事業所の従業者以外の特定施設の従業者に、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供を行わせない。

(受給資格等の確認)

第20条 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

1. 事業所は、利用者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(要介護認定申請に係る援助)

第21条 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。

1. 事業所は、指定居宅サービス計画が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の有効期限が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(事故発生時の対応)

第 2 2 条 事業所は、利用者に対する指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

1. 事業所は、利用者に対する指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供により、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産、又は名誉に損害を発生させた場合には直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとする。但し、利用者にも責めに帰すべき事由が存するときは賠償額が減額されるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 2 3 条 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

1. 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 2 4 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該指定特定施設入居者生活介護事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第 2 5 条 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、指定(予防)特定施設入居者生活介護の提供に関し、法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定(予防)特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 2 6 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第27条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第28条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第29条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第30条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第31条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

第32条 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

1. 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように従業者との雇用契約の内容とする。
2. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。
- 4 事業所は、適切な指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第33条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第34条 事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

1. 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第35条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有)ふきの企興と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。 _